文教委員会資料

令和４年2月２２日

子ども未来部子育て応援課

専決処分の報告について（報告第１号）

品川区奨学金貸付条例に基づき、奨学金借受者および連帯保証人に対し返還を求めてきたが、返還に応じない者が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、東京簡易裁判所に対し支払いを求める訴えを提起した。

記

1. 訴えの提起
2. 件　　名　品川区奨学金貸付金返還請求　４件
3. 訴　　額　2,703,000円
4. 事件一覧

